

医療機関において実施する短期入所サービス費について

遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児等に係る短期入所の需要に対応するため、医療機関を利用する場合の単価が設定されているが、具体的な対象者は、次のとおりであること。

(一) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)又は医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)

ア 18 歳以上の利用者 次の(ア)から(カ)のいずれかに該当すること。

- (ア) 区分 6 に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者
- (イ) 区分 5 以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者若しくは区分 5 以上に該当する重症心身障害者
- (ロ) 区分 5 以上に該当し、医療的ケアスコアが 16 点以上の者
- (ハ) 区分 5 以上に該当し、行動関連項目合計点数が 10 点以上でかつ医療的ケアスコアが 8 点以上の者
- (ニ) 区分 5 以上に該当し、第 236 号告示に規定する基準に適合すると認められた遷延性意識障害者であって医療的ケアスコアが 8 点以上の者
- (ホ) (ア)から(カ)に掲げる者に準じる状態と市町村が認めた療養介護の対象者

イ 障害児 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当すること。

- (ア) 重症心身障害児
- (イ) 医療的ケアスコアが 16 点以上である障害児

(二) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)又は医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)若しくは(Ⅵ)区分 1 又は障害児支援区分 1 以上に該当し、かつ、次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア 第 236 号告示に規定する基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等又はこれに準ずる者((一)のアの(ii)に掲げる基準に該当しない重症心身障害者等及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成 18 年政令第 10 号)第 1 条で定める特殊の疾病による障害を有する者のうち、常時医学的管理を必要とする者)

イ 医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属すると診断された者

<参考>

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)